社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る
利用者負担額軽減制度事業について

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業は，低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について，介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が，その社会的な役割にかんがみ，介護保険サービスの利用促進を図ることを目的として実施されているものです。

低所得者への十分な配慮の観点から，生計困難者で，まだ軽減対象の確認申請を行っていない方がおられる場合は，引き続き申請の勧奨をお願いします。

また，利用者負担の軽減の申出を行っていない社会福祉法人においては，積極的に申出を行っていただきますようお願いします。

特に，特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人には，国において本事業の実施を強く求められていることから，前向きに事業実施に取り組んでいただきますようお願いします。
なお，本市の特別養護老人ホームにおける実施率は次のとおりです。

○　特別養護老人ホーム　　１６施設／２２施設＝７２．７％
○　地域密着型特別養護老人ホーム　　６施設／　７施設＝８５．７％